

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第13号

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則（昭和48年瀬戸市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「

子ども	氏名		
	生年月日		性別

を

」

「

子ども	氏名		
	生年月日		

に改める。

」

第2号様式中

「

子ども	氏名・性別		
	生年月日		

を

」

「

子ども	氏 名	
	生 年 月 日	

に改める。

」

第3号様式中

「

生 年 月 日		性 別
---------	--	-----

を

」

「

生 年 月 日	
---------	--

に改める。

」

第2条 瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定による子ども医療費受給者証(第1号様式。以下「受給者証」という。)の交付の申請をする条例第2条第4項に規定する保護者及び条例第5条第2項の規定による子ども医療費受給者証の交付の申請をする高校生等(以下第3項、第4項及び第3条の2第2項において「保護者等」という。)は、子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給者変更・喪失届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 <省略></p>	<p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定による子ども医療費受給者証(第1号様式。以下「受給者証」という。)の交付の申請をする条例第2条第4項に規定する保護者(条例第2条第5項に規定する高校生等の保護者を除く。以下第3項、第4項及び第3条の2第2項において「保護者」という。)は、子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給者変更・喪失届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 <省略></p>

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が条例第3条（条例第5条第3項で準用する場合を含む。）に規定する医療に要する費用の助成の要件（以下「助成の要件」という。）に該当する保護者等であると認めるときは、同申請をした者に受給者証を交付するものとする。

4 受給者証の有効期間は、助成の要件に該当する保護者等であると市長が認めた者が助成の要件に該当となった日からその者が助成の要件に該当しなくなる日又は市長が別に定める日のいずれか早い日（以下「有効期限」という。）までとする。ただし、市長が特に定める場合は、この限りでない。

（受給者証の更新申請等）

第3条の2 <省略>

2 前項の規定にかかわらず、市長は、有効期限の後も引き続き助成の要件に該当する保護者等であることを公簿等によって確認できるときは、同項の規定による子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給者変更・喪失届の提出を省略させることができる。

3及び4 <省略>

（助成の方法の特例）

第5条 条例第7条第2項の特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1)から(3)まで <省略>

（子ども医療費の助成申請）

第6条の2 条例第7条第2項の規定により子ども医療費の助成を受けようとする受給者は、子ども医療費助成申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が条例第3条に規定する医療に要する費用の助成の要件（以下「助成の要件」という。）に該当する保護者であると認めるときは、同申請をした者に受給者証を交付するものとする。

4 受給者証の有効期間は、助成の要件に該当する保護者であると市長が認めた者が助成の要件に該当となった日からその者が助成の要件に該当しなくなる日又は市長が別に定める日のいずれか早い日（以下「有効期限」という。）までとする。ただし、市長が特に定める場合は、この限りでない。

（受給者証の更新申請等）

第3条の2 <省略>

2 前項の規定にかかわらず、市長は、有効期限の後も引き続き助成の要件に該当する保護者であることを公簿等によって確認できるときは、同項の規定による子ども医療費受給者証交付・更新申請書兼子ども医療費受給者変更・喪失届の提出を省略させることができる。

3及び4 <省略>

（助成の方法の特例）

第5条 条例第7条第3項の特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1)から(3)まで <省略>

（子ども医療費の助成申請）

第6条の2 条例第7条第2項又は第3項の規定により子ども医療費の助成を受けようとする条例第2条第4項に規定する保護者又は条例第2条第6項に規定する特定対象者は、子ども医療費助成申請書（第4号様式）を市長に提出しな

2 <省略>	ければならない。 2 <省略>
--------	--------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則第3条第3項の規定により交付された受給者証は、改正後の瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則第3条第3項の規定により交付された受給者証とみなす。